

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

学校適正配置等調査特別委員会会議録			
日 時	平成 21 年 12 月 16 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐々木委員長、山田副委員長、千葉・成田(祐)・菊地・ 齊藤(陽)・佐藤・山口・北野 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

付託案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画について」

教育部副参事

「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」について、11月26日開催の第11回教育委員会定例会で決定いたしましたので報告いたします。

この決定に至る協議の中では、一つには、パブリックコメント手続の結果、二つには、第3回定例会における学校適正配置等調査特別委員会での質疑、そして三つには、メール等の市民の声という点、それらを含めて協議いたしました。

パブリックコメント手続による結果が、資料1でございますが、9件の意見提出でありましたが、これらの提出された意見によって修正した部分はありませんでした。ただ、第3回定例会の特別委員会では、統合した後の学校規模についての質疑がございました。また、市民の声としてメールなどで意見を寄せられる方もおり、その中で学校再編後の学校規模はどうなるのかという質問がありました。そういうことから、計画の内容をより明確にするために原案に追加している部分が1か所ございますので、説明いたします。

資料2の「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」の14ページをお開き願います。

「7 地区ブロックの学校数」の4行目から8行目まで網かけをしていますが、その文章を原案に追加しました。その部分を読み上げます。

「各ブロックで「想定A校」などと記述している学校の規模は、ブロック内での将来推計人数から下記の囲みの考え方で算出していますが、統合校の通学区域により変わることや、ブロック境界付近での調整で人数の出入りがあります。そのため、望ましい学校規模の範囲（小学校12学級以上、中学校9学級以上）を下回る年度（学年）が出ることもあります」という文章であります。

この基本計画は、今後の地区別実施計画を策定するに当たっての基本となりますので、わかりやすく、誤解のないよう原案に今回の文章をつけ加えたところであります。なお、平成11年に策定いたしました「小樽市小・中学校適正配置計画基本方針」及び「小樽市小・中学校適正配置計画実施方針」につきまして廃止をいたしましたので、あわせて報告をいたします。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

菊地委員

地区別懇談会について

これまで開かれてきました説明会に対する評価はいろいろあるとは思いますが、教育委員会の皆様は大変御苦労さまでした。

この後、地区別の実施計画づくりの手順でいきますと、来年度から地区別懇談会が行われることとなりますが、地域説明会の会場で数名の方から、たたき台みたいなものがあれば協議しやすいとの意見が出ていました。教育委

員会としてはそういう方向で臨むと考えてよろしいでしょうか。

教育部副参事

そういうたたき台的なものがあれば、地区別懇談会の中では話がスムーズに進むというような御意見を多数いただきました。教育委員会も、ブロックごとに複数のプランを提示しながら協議、懇談がスムーズに進むようにしていきたいというふうに考えてございます。

菊地委員

説明会の中で、例えば小学校の跡利用に中学校、あるいはその逆利用もあり得るのではないかといった質問や意見も出されていましたが、教育部長は、当然そういったことも選択肢としてありますと、お答えになっていました。たたき台の中では、そういうところまで踏み込んだ中身で出されるのでしょうか、少しその辺を聞いておきたいと思えます。

教育部副参事

それぞれブロックによって学校の施設の状況などについては異なる部分がございますので、すべてのブロックについて、小学校、中学校それぞれ転換するというようなことにはならないとは思いますが、ブロックによってはそのほうが統合校の場所としていいのではないかとというようなことがございましたら、そのプランの一つの考え方として提示をするということもあろうかとは思っております。

菊地委員

そういうこともあり得ますというふうにかなり言いきっていたので、部長の頭の中にはシミュレーションができているのかなと思ながら、私もあの場で聞いていたのですが、全面的な建替えに至らなくとも、大幅な改修が必要になってきます。敷地面積のこともあるので、そうそう建替え可能な学校があるとも私は思えないのですけれども、具体的にどの学校だったら建替え可能だというふうに考えていらっしゃるのか、確認します。

教育部副参事

小学校として使う場合、中学校として使う場合の校舎の規制と申しますか、建築基準法上でどういう基準があるのかということと言いますと、主にその階段の上げの部分、1段ずつの幅の部分について規制があるというふうに承知をしております。それ以外に、法的にクリアすべき部分というのはないですけれども、例えば水飲み場、小学生用ですと低いので、それを中学生用ということになれば、やはりちょっと高くしなければならないとか、そういうような細かいところもあたり、あるいは先ほど説明しました上げの部分ということになれば、階段の段数が変わってきますので、そうすると階段にとってのスペースの部分を広くしなければならないということも考えられます。それだけ校舎に手を入れなければならない、あるいはそれが敷地としてそれだけのスペースがあるかどうかということも兼ね合わせて考えなければならないということなものですから、具体的にどの学校がそれに適しているかどうかについては、今後さらに精査をして、そのプランの中で提示をしていきたいというふうに考えております。

教育部長

端的に言いますと、私も含めて事務局の中には、いろいろなプランを、現状でも頭の中でいっぱい持っています。ただ、前段、副参事のほうから申し上げましたとおり、この計画ができましたので、年度明けから複数のプランを持って地域に入るという流れで考えておりますので、今、どこの学校、どこの地区といったことについては、今日の段階ではお許しいただきたいと思えます。

菊地委員

その具体的な地区別懇談会なのですが、どんな形式で進めていくのかというふうに思っているのです。いろいろあると思うのですが、対象校に全部一遍に集まっていただいて説明をしていくというイメージなのか、それとも逆に、何校かずつやっつけていこうとしているのか、その辺については、どういうことを検討中なのでしょうか。

教育部副参事

この学校再編に関しては、昨年、考え方についての地域懇談会を市内14会場でやりました。それから本年については、素案の説明会ということで42会場でやりました。それぞれ出された意見、あるいは参加している方の思いなどを聞く限りにおいては、なるべく多く会場を持ったほうが良いというふうに考えております。年度が明けて、具体的な協議の中では、本年やった懇談会ぐらいの規模で、ち密にやったほうがより良いのではないかと。ただ、これは1回だけで終わるのではなくて、何回かということになりますけれども、それはその時々で、その規模なりを考えていきたいというふうに思っています。

菊地委員

新年度から、地区別懇談会を始めていきたいということになりますと、その御案内の設定の期間も必要ですから、いろいろな計画も含めて、来年の2月末あたりまでには、そういうことをまとめていくのかなと思うのですが、時期的にはそのぐらいですか。

教育部副参事

地区別懇談会については、連休明けから、市内を一巡するというふうに考えております。ただ、本年、42会場でやりました中で、1日に2会場という日も設定をしながら1学期中で終えたところから考えれば、2学期にかかる場合も想定をすることになります。ですから、例えば来年2月いっぱいぐらいをめどにすべての地区のプランを固めていくというより、その地域に万全に入るためには、作業的にもう少し余裕を持った形で、期間が必要だというふうには考えています。

菊地委員

そうすると、考え方がまとまったブロックから入ることになるのか、それとも全体的にスケジュールを立てて、どこかのブロックから入っていくというふうにするのですか。

教育部副参事

今後の作業の進みぐあいにもよるのですが、基本的には全部まとまった形で入っていくのが一番いいのではないのかというふうに考えておりますけれども、ちょっとその辺についてはもう少し検討していきたいと思っています。

菊地委員

全国学力・学習状況調査について

それで、ちょっと中身は変わりますけれども、全国学力・学習状況調査についてお尋ねしたいのですが、今度、抽出方式でやるという方向になりそうなのですが、小樽市の教育委員会は来年度も実施の方向で手を挙げられたようなのですが、実施するとしたら、必要な費用というのはどのくらいになるのでしょうか。

(教育)指導室主幹

平成22年度の全国学力・学習状況調査につきましては、国の制度設計がまだ明らかとなっておらず、実施要領等が具体的に示されておりませんが、抽出方式となる場合の対象外の学級の参加希望利用方式についての採点や集計等にかかる設置者の費用負担につきまして、現段階では、これについても具体的なものとなってございません。

なお、これにかかわる経費、予算等につきましては、既に北海道のほうに要望を上げているところでございます。

菊地委員

北海道のほうに予算を要請していると、今おっしゃったのですか。

(教育)指導室長

平成22年度の全国学力・学習状況調査にかかわっては、委員のおっしゃるとおり、現在のところ、40パーセントの学級の抽出、その他については、希望があればできます。ただし、その場合、採点等の費用については自治体の負担になるということで、今のところは連絡が来ているのですけれども、北海道教育委員会として文部科学省に、

地方における財政負担が生じないよう、これまでと同様の方法で実施するように要望を上げております。私どもとしましては、道教委に対して、引き続き国に対して財政負担を要望するとともに、道教委においても財政負担をすようにということで働きかけを行っているところでございます。

菊地委員

要するに、採点等にかかわって小樽市が単費を持ち出さなくてもいいのだったらやるのか、それとも一歩進んで持ち出してでもやるのかとお尋ねしたときに、単費を持ち出してでもやるというふうに、そこまでおっしゃっていましたね。

教育部長

まず一つは、今回来たものが事前調査だということです。その事前調査の中では、今、手を挙げて、後で断ることはできるけれども、今、手を挙げなければ、後でやりたいといってもだめだよというようなものですから、まずは手を挙げたということであります。

それから、北海道教育委員会のほうでも北海道都市教育委員会連絡協議会の会議もあって、うちの教育長も参加していますけれども、その部分で、市町村負担だけでなく、道教委も必要だと言っているのだから、道教委も負担してほしいという要望はしました。道教委も検討するというふうに言っています。ですから、すっきり決まていないのですけれども、道教委も何らかの検討はしているだろうというふうに思っています。ただ、それが全部だめで、全く単費になった場合どうなのかということからいえば、それはこれから平成22年度の予算を今、編成作業中ですから、小樽市教育委員会としては予算は出していきたいというふうに思っていますけれども、それは当然財政サイドと協議し、最終的には議会の議決が必要なわけですから、そういった流れになるだろうというふうに思っております。

菊地委員

全国学力・学習状況調査の評価もいろいろ議論されていましたが、系統的に見ながらの評価が必要ということで、さらに続けたいということだと思のですが、どこかで見切りをつけるのでしょうか、それともずっとやっていきたいというふうに考えているのでしょうか、その辺についてちょっとお伺いしておきたいのですけれども。

(教育)指導室長

子供たちの学習指導にかかわっては、まずは子供たちの現状をしっかりと把握することが必要であるというふうに考えているところから、このたびの学力調査にも参加していきたいということがありますので、いつまでということではなく、それぞれの学校が課題をしっかりと押さえて、十分力がついていくことと、指導方法についても、これなら大丈夫ではないかなというところが見えなければ、なかなかいつまでということは今の段階では難しいというふうには考えております。

菊地委員

逆に言えば、指導方法が身につくというふうに評価されたときには、こういった方法ではなくて、現状、子供たちの学力到達度とか、そういうことがしっかりわかって、さらに課題となっているところにこういう方向でアプローチしていけばいいのだということがわかった時点では、やらなくてもいいというふうに考えてよろしいでしょうか。

(教育)指導室長

はっきりそういうような子供たちの実態と指導方法等が、保護者にも子供たちにも教員にも十分理解がされていた中では、また違う手だてということも考えられますので、その場合についてはまた新しい手だてを実行していくというようなことにはなるかというふうには思っております。

菊地委員

私は、全国学力・学習状況調査に使うお金があるのだったら、図書購入費に充ててほしいというふうに思ってい

ますし、特別支援教育の支援員を増やしてほしい、そちらのほうがより子供たちのほうにはいいのではないかと
いうふうに考えているのですが、教育委員会のお考えはわかりました。この後、来年度の予算の中でも、また審議さ
れると思いますので、またいろいろ議論をしていきたいと思います。

北野委員

量徳小学校の懇談会の位置づけについて

最初に、この12月18日に量徳小学校で懇談会が計画されていますが、教育委員会のほうとしては、適正化計画を
進めていく上で、この懇談会をどう位置づけているのか、また市長の側は、病院を建設するという方針ですから、
その上でもこの懇談会をどのように位置づけられているか、二つの今後の進め方について、それぞれ説明をお願い
したいと思います。

市長

明後日の量徳小学校の説明会ですけれども、これは既に御案内のとおり、量徳小学校のPTAのほうで、会員に
アンケート調査を実施したという中で、これは教育委員会にかかわる問題、それから病院にかかわる問題といった
2種類の中身でございますので、これについて私どもとしては、市のほうへ回答を求められたものについては回答
し、そして各PTAの皆さん方に配布をされましたので、その回答についてまたいろいろ御意見、御質問があると
思いますので、そういった問題について丁寧に説明をしていきたいと、そういった中で今後の方針というようなも
のを、これから立てていきたいというふうに思っております。

北野委員

教育委員会で何か、特別ありますか。

教育部長

今、市長のほうから話があったことに尽きるのですけれども、量徳小学校について言えば、この学校の適正配置
の問題と、あわせて病院問題もあるということで、7月の適正配置の説明会以降、9月と2度、この二つの課題で
説明会、懇談会を開催しておりますので、基本的にはその引き続きの懇談会という位置づけでございます。

北野委員

前回の懇談会以降、私の日時の取り違えであれば別ですが、第3回定例会の市立病院調査特別委員会で並木病院
事業管理者が、医師確保に関して、来年4月からの大学医局の人事が大体前年の12月に行われるということ踏ま
えて、できるだけ早くしていただきたいという希望を述べておられました。

それで、教育委員会に伺いますが、こういう病院側の最高責任者の希望を踏まえて、現時点で適正化計画を今後
どのように進めていこうとしておられるか、説明をしていただきたい。

教育部長

今回、報告させていただいております適正配置計画そのものは、前段、副参事のほうからもありましたとおり、
幾つかのモデルというかプランをつくって、来年度、具体的には連休明けということになりますけれども、その段
階で議論を進めていくという形にしております。

ただ、これは10月のこの特別委員会でも報告をさせていただいておりますけれども、量徳小学校については、今、
委員のほうからもございましたとおり、病院問題がありますので、今、先行して議論を進めているところでありま
すので、そういった流れの中で今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

北野委員

市長や理事者は量徳小学校の関係者との話し合いについては、慎重かつ丁寧に言うということを再三表明して
おりますから、これは我が党としても非常に結構なことだと思いますので、合意を得る、あるいは疑問を氷解させる、そ
ういう努力は引き続きやっていただきたい、これは私の希望です。

学校再編と「30人程度の学級」の関係について

それから次に、今、説明がありました基本計画の14ページの「7 地区ブロックの学校数」というところの文章で、網かけした部分が追加になったというお話なのですが、これは第3回定例会の当特別委員会でも私は再三強く要望し、原案のままでは理解を得られない、誤解を招くということを指摘してきたわけですが、それに関連すると思うのですが、変更というか、追加した理由をもう少しわかるように説明していただけませんか。

教育部副参事

追加した部分の考え方でございますけれども、委員のお話でございますように、第3回定例会の当特別委員会の中で、原案の表現だけでは、やはりこれから地区に入って説明していくときに誤解を生むのではないかと、そういう危ぐを指摘されたところでもあります。その具体的な部分として、16ページの高島・手宮地区ブロック、この27年度の五つの小学校の推計人数が541人になっています。このところを組合せによっては、12学級以上の学校が二つできるのかと、そういう部分でございましたけれども、学年別に見ていきますと、やはりこのブロックでは、70人台で推移する学年がどうしても出てくるということでございますので、この追加した部分の最後になりますけれども、そこをこの基本計画の中でも、「望ましい規模を下回る年度、学年が出ることもあります。」ということで、きちんと表現をしたということでもあります。

北野委員

関連してですが、今、高島・手宮地区ブロックにかかわって答弁がありましたけれども、塩谷・長橋地区ブロックでも、ここはそれぞれの距離が非常に離れていますから、現実的に再編しようと思えば、そういうのが出るのではないかというふうに思うのですが、それは心配ないということなのですか。

教育部副参事

先ほど、答弁した高島・手宮地区ブロックについては、このブロックの人数自体がその学年によって、70人台ということで推移するわけですから、どういう組合せであっても、二つの学校のうち一つは40人以下になるということが如実に出てきますので、例示として出しました。ほかのブロックについても、組合せ、それから通学区域の設定によっては、そういう場合も考えられるというふうには思っております。

北野委員

それでは、今のことに関して、基本計画の8ページの一番下の段、「学校再編成を行うに当たっての考え方について」という中で、「学校の再編に当たっては、30人程度の学級を想定した配置に努めるとともに」とあるのですが、学級の人数は法令で40人というふうになっているわけですが、「30人程度の学級を想定した配置に努める」というふうに表現しているのは何か根拠があるのかと。この点については、私は30人程度の学級が望ましいという表現を、教育委員会はこの適正化計画の中で、もうスタートからずっといろいろ指摘しても変更しないのです。専門の人は40人学級と30人程度の区別はわかるのですよ。ところが、学級の人数をもっと少なくしてほしいという要望が、これはもう党派を超えて出ているわけです。保護者の中で30人程度ということ、30人以下だというふうに理解している人も実際にいるのですよ。だから、そういう誤解を与えるから、この表現はいかがかということは何回も指摘をしているのですが、今回の基本計画の中にも変えないで書いているわけですから、何か根拠があるのかというふうには私は思うのです。それで、例えば教育委員会は、コンピュータを使って、各ブロックに再編成した場合に、内々で計算したら、学年ごとの児童・生徒数が41人以上となって、30人程度が間違いなくできるというふうに計算しているから、心配だから表現を変えたほうがいいのではないかと何回言っても変えないから、そういうふうな根拠があってこの表現になっているのかということ、私は説明を求めたいと思うのです。この表現を自信を持って書き記しているわけを説明してください。

教育部副参事

今後の学校再編については、市内を六つのブロックに分けて、それぞれ検討協議をするということでもあります。

そういったときに、この基本計画では、そのブロックの想定する学校数ということで、そこまで示しました。それがどういう学校規模になるのかというのは、想定ということで何学級程度というところまで書いております。ただ、それぞれの学級が何人規模でということになりますと、これは先ほどの答弁ともちょっと重なるのですけれども、統合の組合せ、それから年度によって人数の幅があるということを考えますと、具体的に30人フラットで全部いくということには、現実的にはならないと思います。それを前提としてここの表現をこういうふうに書いているわけではなくて、あくまでも小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会からの答申からずっと続いているわけですが、現状の小樽市内の学校の学級の数、そういったものを一つのベースにして、それを極端に増やさないような形で何とかやっていきたいと、そういう配置に努めるというような形での表現であります。ですから、この基本計画の表現では、終局的にそういうことをやるということまでは、ちょっと考えていないということになります。

北野委員

この問題は、学校適正化計画が、小樽の児童・生徒の教育環境を向上させるという大命題があるわけです。だから、今、小学校も中学校も40人以下学級ですけれども、実態として小学校は27人近く、中学校は29人くらいというふうになっているから、事実上30人以下になっているわけです。ところが、これを統廃合することによって、一クラスの人数が増えるのではないかと、つまり教育条件が悪化するという心配を保護者の皆さんが持っておられるので、私は再三、この問題については聞いてきているわけです。

しかし、今の説明では、この基本計画では、学校規模にはある程度触れているけれども、各学年あるいは学級の人数まではまだ踏み込んでいないという答弁でした。しかし、この30人程度というのはずっと続いているから、先ほど私が言ったように、今、ゼロ歳の子供が、今、保護者と一緒に住んでいる区域ですずっと育っていくということ的前提にすれば、あなた方の想定する幾つかの組合せはあるにしても、A校、B校はそれぞれ各学年、人数何人で、2学級になるとか、その学級の人数が何人くらいになるかというのは、教育委員会は計算できると思うのです。だから、基本計画の中でも、この30人程度という人数を、私は自信を持って書き記しているのではないのかというふうに受け止めたのです。だから、計算すれば、そういうことははじけるから基本計画に書いているのではないですか。違いますか。

教育部副参事

計算上では、そういう算出は可能だと思いますけれども、統合の組合せ、通学区域の設定によって、その学校の人数が決まってくるというふうになるものですから、学級人数に着目するというのは、大きな要素ではありますけれども、学校再編自体が教育条件の向上という観点から、いろいろな要素を考えながら再編をしなければならないというふうに思いますので、必ずしも終局目標として30人学級をつくるために、通学区域を逆にいびつな形にするということにもならないと思いますから、その辺のところは、ここの記載にあるように、「配置に努めるとともに」という表現にとどめているということで、御理解をお願いしたいと思います。

北野委員

この問題は、適正化計画の基本中の基本なのです。全世界あるいは全国的な流れは、40人以下学級というのはもう全然論外ですから、党派を越えて30人以下学級、あるいはもっと少ない人数でやってほしいというのが要望ですし、それから学者、研究者の調査結果でも、あなた方が手にしている研究成果の発表を見ても、20人以下学級が一番学力向上に役立つという結論になっているわけですから。だから、今、副参事が再三そういうふうに説明はしていますけれども、この問題は基本中の基本ですから、学校再編のいろいろなプランをつくる上で、実施計画で幾つか案を示すそうですから、私はこれは仮定の話であっても、保護者の納得を得る上では避けて通れない問題だというふうに思っているのです。ぜひ、そのことは今後、教育委員会の努力としても明らかにするようにしていただきたいというふうに思います。

同じく、この 8 ページの「9 少人数教育への取組」という表現の中で、「北海道の少人数学級実践研究事業に該当する条件を満たす学校を増やす」というふうにありますけれども、あなた方が想定している点で言えば、これが適用になる学校というのは、今の 2 校からさらに増えるというふうに計算しているのか、その根拠をお示しいただきたい。

(教育) 学校教育課長

北海道教育委員会の実践事業につきましては、今年度 2 校ということなのですが、今後、その適正化を進めていって何校増えるのかというのは、具体的には試算しておりません。ただ、この実践事業の該当となる条件が、まず 2 学級以上となっています。適正化が進むことにより、そういう 2 学級以上の学校が増えることによって、この条件を満たす学校が増えていくものというふう考えております。

北野委員

一般論ではわかります。1 学年 2 学級以上が、北海道のこの事業の適用を受ける条件ですから。先ほどの副参事の説明であれば、いわゆる 1 学年 1 学級というのは、その組合せによって、場合によってはできるかもわからないけれども、それは本当にほんのわずかだという印象の説明なのです。そうすると、圧倒的多くの学校では、1 学年 2 学級以上であれば、道の少人数学級の実践研究の事業の対象になるのではないかというふうに思うのですが、謙虚なのか、自信がないのか、これに該当する条件を満たす学校を増やすようにしますという希望を述べているわけさ。そんな程度なのかと。そうすると、逆に言えば、あなた方が理想としている適正な学校規模からいえば、それが主流になるのだろうかという疑いが出るのです。私は、あなた方の計画どおりいけば、やはり主流になると思うのですよ。そうすると、この表現というのは、ちょっと実態とは合わない、整合性がとれない表現ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

教育部長

委員のおっしゃっている意味も理解しているつもりです。ただ、まず、なぜその 30 人という数字を使ったかということから、ちょっと繰り返しになるかも知れないけれども、話したいのですが、16 ページの高島・手宮地区ブロックの平成 27 年度推計の小学校の児童・生徒 541 人という現実の数字を、今の標準学級である 40 人で割りますと、ざっくりとした言い方ですけども、13 クラス程度になってしまうわけです。そうすると、ここの地区は小学校 1 校でいいという議論が成り立つわけです。ただ、それは先ほどから北野委員もおっしゃっているとおり、現状が二十七、八名というところですから、そこは 30 人程度という数字で割った中で、まずは学校数を提示しようというのが基本的な考え方です。ですから、その 30 人の使い方なのですけども、30 人学級にするとかという意味ではなくて、それぞれブロックごとの学校数をどういうふうに積算するのかといった意味でこの 30 人というのを使ってきたという、そのことはまず、一つは理解いただきたいというふうに思っているわけです。そうしないと、それぞれブロックごとの学校数を、一定の基準のもとに算出することというのは不可能になってしまいますわけですから。

それから、もう一つは、現実的に、この道の研究事業なども含めてどうなるのかという議論なのですが、前段副参事のほうから申し上げましたけれども、来年の連休明け以降、私どもとしては、この計画で示している学校数をベースにして、例えば 5 校から 2 校であれば、こういうパターンがある。あるパターンにした場合は、こういう通学区域が考えられる。そうすると、そこでは当然各学年の児童数というのが出てくるわけですから、その中で、こういうパターンになれば、A 校は何学級、B 校は何学級、別のパターンであれば、A 校は何学級、B 校は何学級という、そういった議論というのを当然していかなければならないと思います。その基準というのは、もちろん 1 学年 2 学級以上という、一つの基準は持っていますけれども、子供の数だけで通学区域を決めるわけにもいかないわけですから、地形ですとか、通学距離ですとか、そういったいろいろな要素を含めての議論をしていかなければならないだろうというふうに考えております。

北野委員

部長の話ではよくわからないね。この文言をそのとおり受け取ったら、やはりここの表現は矛盾するのではないですかというのが、私の疑問なのです。どういう組合せにしようとも、体制は1学年2学級になるというふうに今まであなた方は議会にも説明してきているし、この決定した基本計画でもそうなっているのです。そうすると、先ほども指摘したように、該当する条件を満たす学校を増やすようにしますなどという希望的なものではないはずですよ。これが1学年2学級以上になれば、研究事業の対象になるわけですから。そうすると、ここはもっと自信持ってそういう表現にすべきではないですか。何回も読みましたけれども、全体のあなた方の基本方針、考え方とここの表現は明らかに矛盾するというふうに思います。これは、指摘だけしておきます。それとも、こういうふうに書かなければならないわけがあるという、こっちのほうが優先するというのだったら、1学年2学級以上というものは、そうならないということになるでしょう。だから、私は矛盾ではないですかと聞いているのです。これは後でいいですから、計算して教えてください。

チーム・ティーチングの充実拡大について

次に、同じく少人数教育への取組の中で、「チーム・ティーチングの充実拡大」というふうにあるのですが、現在、チーム・ティーチングというのは、何校何学級、あるいは何教科なのか。また、指導室はこの適正化計画が成就したら、これがどれくらいまで充実・拡大されるというふうに想定されているのですか。

(教育)指導室長

今年度におきまして、指導方法、工夫・改善にかかわるチーム・ティーチングによる加配については、小学校6校、中学校5校となっております。

また、そのほかに、退職教員等の外部人材の活用で、理数教育、外国語、学力向上というところでは、小学校、延べ数で16校、中学校5校で時間講師が配置されているという状況になります。

それで、適正配置を行った際に、学校数が減るところもあるものですから、それで指導を強化しなければならぬと部分などにつきましては、チーム・ティーチングを国や道に積極的につけていただきたいというようなことは進めていきたいと思いますが、具体的に何校ということでは、今のところはちょっとわかりません。

北野委員

今の答弁なのですけれども、教員の加配を適正配置後も充実のために要求していくと、それから退職教員の活用の事業についても、これも制度があれば、引き続き積極的に活用していくということでしょう。だから、ここで充実拡大と書いてあるから、今の冒頭の答弁にあったように、小中学校合わせて11校をさらに拡大、強化していくというふうを受け取れるので、ここのイメージがちょっとわからないから、これを次回以降でいいですから、もう少しイメージがわくようにしていただきたいというふうに思います。

手宮・高島地区にかかわるパブリックコメントについて

それから次、先ほどお話がありました手宮・高島地区にかかわって、「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画原案」に対して提出された意見等の概要の9でかなり手宮のことを詳しく述べて、こういうふうにするべきでないのかという意見がパブリックコメントで述べられているわけです。これは、手宮の方は、各学校の説明会でかなりたくさん参加された中でも同様の意見が出されていますし、私も手宮地区に住んでいますから、いろいろと質問を受けるのです。

そこで、伺いますが、手宮地区の小学校3校を1校にする場合、祝津と高島は地理的に近いから、2校だから、そっちを一つにするのではないかという前提です。手宮地区の残った3校を1校にする場合、手宮小学校に統合すべきだという意見があり、根拠は、手宮小は手宮地区の中心だという認識なのです。

先日、市長も出席されました、手宮西小学校開校100周年の行事のときに、校長のあいさつあるいは来賓等のあいさつ、また、参加者に配られたリーフレットの中で、手宮西小学校の歴史が語られているのです。その中で、手宮

西小学校は、創立のときは手宮裏小学校で出発しているのです。だから、手宮に住んでいる方は、手宮の中心は手宮小学校のあの地域なのだと、手宮西というのは、手宮の裏側にあるのだと、こういう認識だった。手宮西小学校創立のときは、手宮裏小学校でスタートしていると。これは、適正配置とは関係なく、歴史の事実ですから、こういうところで手宮西小学校が出発して、今日に至りましたという、その歴史をリーフレットにしたり、あいさつの中でも触れているのです。だから、手宮の小学校を統一するのであれば、手宮小学校にすべだという一つの根拠をなしているのです。

そこで、それではそういうふうになった場合に、ネックは何かといたら、現手宮小学校は、グラウンドが非常に狭いという問題があるわけです。そうすると、積極的に想像を膨らませて、ある方は私に、あの手宮小学校の1段、かなり段差がある低いグラウンドを土盛りして、現校舎とレベルを一致させて、校舎とグラウンドと一緒にして屋外グラウンドにしたらどうかと。校舎はどうするのかというふうに聞いたら、裏のほうはまだ山だし、ほとんど人が使わない公園があるので、そちらのほうをグラウンドとレベルを一致させて校舎にしたら、グラウンドの狭いのは克服できるのではないかというお話もあるのです。これはあくまでも仮定の話なのですけれども、それで、そういう方々が何人かおられるので、お伺いしますが、公園用地をつぶす場合に、今、私が指摘している手宮小学校の横の公園が、法の適用を受けている公園であれば、当然、別なところに同じ面積の公園を設けるということになっていますから、そういうことも理解した上なのですが、こういう話というのは現実的に検討に値するのかということをお伺いしたい。

(教育)総務管理課長

今、委員から手宮小学校の例で、新たに学校を建て直した場合のシミュレーションのお話がありました。それで、私ども、公園の担当のほうに聞いてまいりました。そうしましたら、学校の裏手のところは末広公園というところで、ここも「意見等の概要」5に出ておりました花園公園や入船公園などと同じような形の公園ですので、この部分に新たに今、公園用地のまま学校を建てることはまずできないと。それで、この部分を削った場合につきましては、北海道の都市計画審議会の決定を経て、今度学校用地に相当する分を新たに足さなければならないということでございます。

それで、今の土地の権利関係をすべて今調べるということはできませんでしたが、国有地を借りたりして公園にしているということがございますので、現実的にはすぐは、学校をこの公園の部分に建てるということはなかなか難しいだろうというふうには考えております。

また、前段の部分で、今のグラウンドの用地を校舎と同じようなレベルに土盛りするというのも、おっしゃる意味はわかりますけれども、現実的な行為としてはなかなか難しいというふうには考えております。

北野委員

クリアしなければならない点があるというのは、私も承知しています。しかし、どうしても必要という場合は、これまでもそういう問題をクリアしてきているのです。例えば、からまつ公園のグラウンドを広げる場合に、あそこはかん養保安林ですから、林を伐採しなければならないという問題があったのです。それで、手を踏んで、からまつ公園のグラウンドを広げた例だってあるのです。議会の議決の対象にもなりましたから。だから、これを進める上では、いかなる場合もさまざまなハードルはあるのです。だから、それは当然出てくるのですけれども、そういうものがあるからできないと言っていたら、適正化計画は前に進まないのです。今指摘したのは一つですけれども、仮にあなた方がやるようなことになったとしても、想定外のいろいろな問題が出てくると思うのです。ですから、そういうことを踏まえて、こういった意見が出ているということも紹介いたしましたので、これは検討しておいていただきたいということです。

実施計画策定までの手順について

それで、この第4回定例会が終わった後、実施計画策定に入る平成22年度当初までの間、計画推進のためにどん

な作業をしようとしておられるか説明してください。

教育部副参事

今回、基本計画を策定しましたので、来年度から次の実施計画策定のステップに入るわけですが、平成22年度当初については、実施計画の策定という前段に、その手順として地区別の懇談会を、先ほど菊地委員の御質問にもございましたけれども、そういう形で地域と協議をしていくということになります。その中で、一定程度合意を得たところで実施計画の策定に入っていくということになります。

そして、来年度に向けての準備ですが、地区別の協議に入るときに、協議あるいは懇談がスムーズに進むようにということで、複数のプランを教育委員会でたたき台的につくって入るということ考えておりますので、その辺のところをブロックごとにどういうプランになるのかということで、そのプランづくりに入っていただくと考えています。

北野委員

ゴールデンウィークが明けてから地区別懇談会を開いて、そして実施計画の策定に向かっていくわけでしょう。だから、私は、その地区別懇談会に入る前の間と言ってお伺いしたら、今、副参事は幾つかの組合せが各ブロックごとであるから、それを保護者あるいは地域の方に説明しやすいように幾つかのプランをつくると、これが大きな作業をなすわけですね。だから、当然その中で、先ほど指摘をしたその各地域の学年のゼロ歳の方がそのまま地域にいたとしたらという前提でこういう資料をつくられているわけですから、そうすると想定する各A校、B校あるいはC校もあるかもしれませんが、そのA校の何学年は何クラスで、1クラスは何人というその組合せの学年別の人数ということは、当然はじき出されると思うのです。そういうものがなければ、地区別懇談会であなたがおっしゃっている、適正化によって学校の教育条件、環境がよくなるということは証明されないわけですから。だからそここの作業は当然入ると思いますので、そういう作業のときに、ぜひできるだけ詳しいデータを地域の方々にお示しできるように力を注いでいただきたいということをお願いしておきます。

あおばとプランについて

最後です。先ほど、菊地委員からも触れましたけれども、11月2日に教育委員会から、全国学力・学習調査結果の概要ということで冊子をいただきまして、一あたり読ませていただいたのですが、小樽の子供たちの学力というのは、他党派からも質問がありましたけれども、後志と一体となっているから、それに踏み込んだ説明はないのです。また、説明したらいろいろと問題が出てくると思うのです。しかし、いずれにしても、一般論から言えば、小樽の子供たちの学力というのは、このテストの結果に絞れば、あまり芳しくないということを教育委員会もおっしゃっていますから、あおばとプランに続く教育計画の中で学力向上のために努力をされるというふうになるのは当然なのです。しかし、実際にあおばとプランを実行し、進めてきたけれども、この調査結果で目に見えるものがないのではないかと。だから、あおばとプランで本当に小樽の子供たちの実態に合った教育を教育委員会はやっていたのかという根本的な疑問が出されているのです、教育委員会も承知していると思うのですが。だから、その上に立って、その調査結果は公表すべきでないという立場は、私はそのとおりだと思いますが、問題は、子供たちの実態に合ったようにいかにして学力を向上させるかと。もちろん健康の問題もありますから、勉強一本ではありませんよ。学力向上のために、教育委員会としてさらに努力すべきことというのはないのかということが、相当疑問として私どものところに寄せられていますから、この点に関しては、教育委員会はどのようにされようとしているかと。単に、今までつくったあおばとプラン、その後継のプランをやりますという程度では、保護者の納得が得られないのではないかと思いますので、見解をお聞かせいただきたいと思います。

教育長

あおばとプランを3年間行ってまいりましたが、その延長という考え方よりも、あおばとプランを3年間やった中で、まだまだ不十分なところがございますので、それをさらに補強するという意味で、この2次の計画を考えた

ところでございます。

中身につきましては、日本じゅうの学校が必ずやるべき中身になってございます。結果として、国語と算数、数学については、思わしい結果にはなりませんでしたが、あおばとプランを踏まえた第2次の計画を充実することによって、私は子供たちがそれなりに学力がついていくものというふうに考えているところでございますので、とにかく教育委員会としましては、あおばとプランのさらに充実したものが2次の計画であるように、校長や教員に訴えかけて、実践を高めてまいりたいというふうに考えております。

北野委員

この問題については、秋田県の方から伺いましたけれども、秋田県は成績が一番だということで報道されていますけれども、いろいろ矛盾もあるようです。だから、結局テストの結果さえよければいいという風潮が一部に生まれて、大変そのことが危険だということまで指摘されているのです。そういうことを自覚する教育関係者もおられますから。だから、私は、テスト一本やりではなくて、本当の意味で自然と科学に対する基礎学力をしっかりと身につけて、将来それを応用して立派な人間として成長できるような教育をなされるように希望して、私の質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐藤委員

地区別懇談会について

それでは、執行段階に向けてということで、菊地委員も質問していましたので、だんだん細かい話になって恐縮なのですけれども、地区別懇談会については、来年の連休明け、本年度並みに市内各所で42か所程度の説明会をされていくと。それに当たっては、複数のモデルケースを持って臨むというお話でしたけれども、年度明けまして、当然学校のPTAは変わるわけですし、地域においてもまた興味のある方が新たに来られるということがありますから、適正化基本計画を今までも丁寧にやられてこられたということもありますので、その全体意識として、まず取っかかりとしては、適正化基本計画について理解をいただく、周知するというところから始められるのが筋かなと思いますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

教育部副参事

地区別懇談会の持ち方でございますけれども、昨年12月に、これからの学校規模・学校配置の適正化フローということで、この特別委員会でもお示しをしております。そういった中で、基本計画ができた後の地区別実施計画づくりの手順という中で地区別懇談会というのを設定していきますということを説明しております。当然、その中では、今までの議論を踏まえて、具体的な協議というようなことにはなりませんけれども、今、佐藤委員からお話がありましたように、例えば学年が変わるわけですから、新しい学年、新しい児童の保護者も入ってくるということから、これまでの経過という意味では、この基本計画自体についての説明というのは、冒頭していかなければならない。そういう共通認識、共通理解を持って再編計画を進めていくのだということを、改めてこの懇談会の中でも、教育委員会から説明をしていきたいと思っております。

佐藤委員

その辺は丁寧にやっていただきたいなと思います。今年度も、昨年もあらゆるところで説明会をして、この適正配置に関しては、それぞれの地区でさまざまな事情があるという話もう既に情報として蓄積されているのだと思うのですけれども、そんな中で地区別の今度実施計画に移るわけですが、お答えしづらい部分もあるかと思えますけれども、平成22年度の連休明けから地区別懇談会を開催して、早いところではいつぐらいから、この地区別の実施計画というもののほうにかかわっていくのか、その辺に関してはいかがでしょうか。

教育部副参事

地区別懇談会の関係で申しますと、なるべく多くの会場で懇談会を持ちたいということで考えてございます。ただ、その懇談会の進みぐあいといいますか、懇談内容によっては早く話が進むブロックあるいは学校もあるかもしれませんが、逆に、懇談会を何回か積み重ねていく必要があるブロックも出てくると思います。そういう意味で言いますと、今年の夏に行った説明会の中でも、具体的にその統合のスケジュールを早めてほしいという具体的なPTAからの声もございましたので、懇談がスムーズに進んだところについては、早めに進めていくということは説明会の中でも答えております。そういうことから、地区合意ができたところについては実施計画の策定はなるべく早くというふうに考えておりますけれども、その目途はいつかということについては、ちょっと今の段階ではお答えしかねます。

佐藤委員

ということは、地区で合意形成が早く進めば、22年度内にも、こんなモデルケースはどうでしょうかということ踏まえた地区別実施計画が進むかもしれないというような認識でよろしいのでしょうか。

教育部長

全体的には、今、担当のほうから申し上げたとおりなのです。ただ、今回のパブリックコメント、決して多い本数ではなかったのですが、先ほど北野委員も例に出された9番目の御意見なども含めて、地域の方が具体的にこういう組合せはどうだというようなことで御意見をいただいている部分もございまして。もちろん、このとおりいかどうかというのは、またこれからの議論になるわけですが、その意味では、やはり小樽全体での学校再編をしていかなければならないという意識という部分は相当、この1年なり2年なりの懇談会、説明会の中で浸透してきているのだらうなというような印象は持っております。ただ、やはり実際にやるとなった場合には、その学校同士の事前交流ですとか、あるいは、これは説明会でも出ていましたけれども、中学生であれば制服がどうなるのかとか、今持っている学校の教材とかがどうなるのか、いろいろな課題というのがあるわけですし、やると決めることと、そのために準備をしていくということとは、まだどれぐらいの時間がかかってくるのかということになります。ただ、一方では、説明会でも出ておりましたけれども、耐震化の問題、施設の老朽化の問題もありますので、それも含めながら、教育委員会としては、急ぐべきところは急いでいくという、そういったスタンスで考えております。

佐藤委員

わかりました。

この地区別実施計画という中に、学校統合協議会の設立というところがありますけれども、この地区別実施計画に書いているその協議会の立ち上げ時期については、どのように考えておられますか。

教育部副参事

地区別実施計画の中には、当然統合の組合せや統合校の位置、それから通学区域、スケジュールといったことを盛り込んでいきます。あと、実施に至るまでの経過として、協議会の設置ということも、その実施計画の中に含めたいというふうには考えております。ですから、協議会の設置自体は、実施計画ができて、速やかにというふうに考えております。

佐藤委員

だんだん話は先に行くのですが、当然地区別懇談会に関しては多くの人に来ていただきたいということだと思うのですが、この学校統合協議会を立ち上げたときのメンバー構成、それと、その会議の公開又は非公開等については、どのように考えておられますか。

教育部副参事

今、私が説明しておりますのは、昨年12月に教育委員会で作って、学校適正配置等調査特別委員会で示した適

正化計画のフローというものに基づいて話をしているということがございますので、その辺のところはまず御了解をいただきたいというふうに思います。

それで、そのフローの中でも示しておりますけれども、統合協議会のメンバーとしては、保護者、それから地域、そして学校の代表者というふうに考えております。それぞれ統合の組合せによって、複数の学校がどうしてもあるわけですから、それぞれの代表ということになれば、例えば二つの学校ということになれば、それなりの人数掛ける 2 ということになりますので、何十人ということにはならないですけれども、会議がスムーズに進む程度の人数というふうに考えております。

それと、この適正化については、基本的に教育委員会の方針として、在り方検討委員会からずっと会議についてはすべて情報開示をするという姿勢を貫いているつもりであります。ですから、この協議会についても、冒頭、協議会のメンバーに諮って、当然公開、あるいはその議事録もオープンにするということの了解をもらいながら、またその内容についても、関係する学校の保護者には還元をしていくというふうに考えてございます。

佐藤委員

始まってみなければわからないというところは、今、お話を聞いていて現実的な話だなと思えますけれども、いざれにしましても地区別懇談会に関しては全市的に、一斉に進めていただきたいと、そのように思います。通学路の問題も当然ありますので、ここでは今年度中、あそこでは来年度中ということにはならないと、そこを不安視する親も、これから学校に入学する親も当然いますので、その辺はお願いしたいと思えます。

私の質問としては最後に、自民党として今年、秋田市に視察に行ってきたのですけれども、秋田市の教育委員会でも、この適正配置に関しては、子供たちの教育環境を考える上では、拙速に進めてならないけれども、必ずやり遂げなければならない問題であると、それが子供たちにとってはいい教育環境になるのだと、自信を持ってお話をされておりました。

いよいよ地区別懇談会に入っていくわけですが、これからの進め方に関していろいろな思いもあるかと思えますけれども、ぜひ私はこの適正配置を完結させていただきたいなと、そのように思うのですけれども、教育長としてどのような思いで進めていかれるか、その辺をお聞きして、私の質問は終わりたいと思えます。

教育長

御承知のように、全国的に少子化が進みまして、日本じゅうのどこの市町村でも学校の統廃合については、小樽と同様、真剣に考えているところでございます。これまで私どもの数多い説明会では、意見ですとか、質問などを十分いただきながら丁寧に説明してきたところでございますが、来年の連休明けから、さらに具体的なものを皆さんにお示ししていくところでございまして、この懇談会に当たっては、今まで以上に丁寧に説明しながら御意見を賜って、そして実施に向けて努力してまいりたいというふうに思っています。

山田委員

基本計画の資料づくりについて

この学校適正配置ということで、今日の朝、改めてインターネットを見てみました。その中では、平成18年12月に帯広市立豊成小学校、室蘭市第2期適正配置計画、19年3月には東京都北区が、また東京都練馬区では8校を4校に、19年度から25年度までは江別市がこういうような適正配置をするというような問題が羅列されております。

まず、質問の初めですが、今回、量徳小学校のPTAがアンケートを出されましたが、教育委員会内での委員の協議の内容、またどうというような方向性、またプランを今回、こちらの基本計画の中で修正案が示されたと思えますが、こちら辺についてお聞かせ願いたいと思えます。

教育部副参事

今回のこのパブリックコメントが11月13日を終期として終えたわけですが、それからこの基本計画に至る

まで、教育委員会を 2 回開催していただいております。その中で、当然パブリックコメントについて教育委員会の考え方をまとめなければならない。それから、基本計画の原案修正の部分についても、教育委員の意見をいただきながら、最終的に 11 月 26 日の教育委員会で決めたわけですけれども、その中でパブリックコメントの件、あわせて量徳小学校 P T A から市のほうに出されたアンケートに対して求められた回答、それについても事務局のほうから回答の原案を示しながら、教育委員からも意見をもらって、教育委員会としての回答文を練り上げていったと、そういう過程で行いました。

山田委員

そういうような過程で、今回お示しされた計画で、ブロックの網かけ部分がございます。私的には、これを全体を通して見た部分では、まず学校数、それから生徒の推移、この部分はいいと思います。また、建物の耐用年数、校舎、この部分でも記載があります。ただ、文章面で、やはり通学距離だとか安全面、またバス通学ということで、保護者に対して訴えかけるような資料をつくられたほうがいいのではないかなと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

教育部副参事

今回の基本計画の構成といたしますが、考え方でございますけれども、基本計画の 2 ページに記載をしております。この基本計画は、本市の小中学校の小規模化の現状を踏まえ、学校規模・学校配置の基本的なあり方や方向性を示す、それから学校の再編成に当たり、その進め方を明らかにする、そういう位置づけにさせていただいております。

今、委員のほうからお話のありました具体的なブロックごとの統合の進め方の部分については、当然それぞれのデータを皆さんと共有しながら話し合っていかなければならないというふうに考えておりますので、今後のブロックごとの協議の際には、そういった資料も調べ、教育委員会のある程度のプランもあわせて示しながら協議を進めたいというふうに思っています。

山田委員

なぜこういうことを言うかということ、量徳小学校の P T A のアンケートでも、やはりブロックを越えた、そういう中間的な場所にいる方々が、私の地区はどちらのブロックに入るのだろうというようなことについては、なかなか市の教育委員会のほうでもあいまいなとは言いませんが、どちらにでも入れるからいいですよということでお話があったと思います。特に、今回も、そういったブロックの問題で、今後、今言ったような協議が必要だということで考える質問が 6 項目ぐらいあったと思います。その点について、今、いろいろと個別の資料を作成するとありますが、どういったのが対象になると思うか、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

教育部副参事

ブロックごとの協議の際に用意する資料については、まだ具体的にどういう項目を上げていくかという最終的な詰めは行っておりません。ただ、年度別の人数の推計は当然あります。それから、学校施設の状況、これは基本計画の中でも概括的には書いてありますけれども、より詳しいもの、当然それぞれの学校の図面なども用意をしながらというふうには考えております。あと、統合したときの通学区域を設定した場合のそれぞれの通学距離の想定、シミュレーション、そういったものも準備をして、議論が活性化するように考えていきたいというふうに思っています。その他、資料としてはいろいろあるかもしれませんが、これからどういった資料を準備するのか、もう少し検討したいと思います。

山田委員

適正配置と耐震診断との関係について

今、いろいろとあると言ったのですが、できるなら、今やっていることに対して確実にこの部分はクリアできる、そういうような資料として、今、本市でも耐震診断が終わりまして、今度、耐震診断の後の工事が予定されているわけです。そういったことを考えると、今度着手する校舎に関しては、まだまだこれから使われるということ考

えてよろしいですか。

(教育)総務管理課長

耐震補強工事をするわけですから、せっかくの校舎はなるべく生かしたいと思っておりますけれども、実際にどこの学校が適正配置で残るかというのは、また別の議論でございますので、その辺も考えていかなければならないと思っておりますけれども、直した学校だけがすぐ残るといふふうに結論づけて言うことはちょっとできないというふうに考えております。

山田委員

ということは、直した学校が使われないかもしれないということも考えられるのですか。

教育部長

今、まだ2校は耐震診断を行っておりますけれども、第1次として5校やらせていただきました。5校の基準といましたしたのは、当時の議論で、平成27年度においても12クラス以上を確保する、また優先度調査を行った結果が2である。要するに、急ぐというもの。逆に、優先度調査が1であっても、40年以上、45年、50年たっている学校については改築を考えるという、そういう基準で進めてきたわけですから、その意味からいたしますと、平成27年の段階で、12クラスを現状でも維持している学校がなくなって、周辺の学校に移すということは現実的には考えづらいことだろうというふうに思っています。

山田委員

ですから、そういった校舎を先に決着つけて、順序よく、できるところから早く、問題を片づけていくという意識も重要ではないかなと思って、こういう質問をさせていただいたのですが、この点についてどうでしょうか。

教育部長

当初、たしか平成16年当時だったと思いますけれども、一度シミュレーションを出してありまして、適正配置計画が一定程度固まってから耐震化に手をつけるというような流れで、フローをつくった経緯もございます。ただ、例の中国の四川地震以来、学校の耐震化というのは強く叫ばれてきた経過がございますし、また国の補助制度なども充実されてきたということもあって、予算措置も含めて市長のほうからも、ずっとこの適正配置計画が固まるまでやらないということにはならないということで診断に手をつけたわけでありまして。

来年度からは、具体的にこの適正配置の議論を進めていくわけですから、それとあわせて耐震化も進めていきたいというふうに思っております。

山田委員

本当にそういった意味から、今の御答弁のとおりだと思います。ですが、やはりこういう数多くの問題を抱える中で、少しでも早く子供たちの教育環境の整備という面では、この適正配置の問題も一つずつ確実に整備されていったほうが私はいいと思うので、こういうような質問をさせていただきました。私の質問は、これで終わりますので、最後に、こういうような形で教育長、この耐震化も含めて早急にしていただきたいと思いますと思いますが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

教育長

学校教育も社会教育もあらゆる教育がそうだと思うのですけれども、やはり安全で安心な教育活動というものを最優先されるべきだと思っております。耐震化に係りましては、それなりの予算もかかりますが、市長はじめ市長部局とも十分協議をしながら、これまで同様進めてまいりたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

地区別懇談会について

先ほどからお話がありますとおり、地区別懇談会の開催時期については、連休明けから進めるということと、その開催の単位というのは、素案の説明会が行ったような小中学校を会場とした四十一、二会場ということで、それはもう今の段階では決まっていることだというふうに認識してよろしいでしょうか。

教育部副参事

時期については、PTA 役員の改選というか、実際に説明をする対象側の組織が固まるのが連休明けということなものですから、それを一つめどにしております。

それから、会場数については、考え方の懇談会が14会場、それから素案の説明会が42会場と、それぞれ説明会、懇談会を経る中で、やはり説明会に近い会場数のほうがより保護者あるいは関係者と直接お話をする機会があつていいのかなということですから、41ということにはこだわらないですけれども、それに近い会場数ということでございます。

千葉委員

それで、先ほど来よりきめ細かな対応をお願いしたいというお話がありましたが、私も同じ意見なのですけれども、まずは1回目の懇談会の内容といいますか、今度、18日も市長が量徳小学校に行かれて意見を聞くということなのですけれども、会場に来る方というのは、今日何が話し合われるのかということを引きちんと提示しなければ、以前も考え方の懇談会の内容と素案の説明会の内容が、では何が違ったのだという意見も保護者の間からちょっと聞かれたというふうに私は記憶しているのです。ですから、来々行われる地区別懇談会の内容についても、どのようなことがその中で行われるのかということを引きちんと明示をしたほうがいいのではないかというふうに思っています。先ほどのやりとりの中で、小学校に新しく入学される児童の保護者の方もいらっしゃいますし、今回量徳小学校で行ったアンケートの中を見ますと、適正配置の内容について御存じでしたかという質問の中で、あれだけ病院関係で、ある意味市内の中では大きな適正配置計画の問題で取り上げられていますけれども、知らないという方もこんなにいるのだなというふうに私自身は感じたものですから、その素案の説明は間違いなくということと、先ほどお話のあったシミュレーション的な、そういう計画も引きちんとこのときに話をすることで理解してよろしいでしょうか。

教育部副参事

懇談会で話し合いをするテーマでございますけれども、先ほど佐藤委員のほうからありましたように、初めて会場に足を運ぶ方もいると思いますから、基本計画についての説明をやはりしなければならぬ。そういうことが一つと、それから実施計画をつくる際に、基本的な押さえといったものとしては統合の組合せ、それから学校統合の場所、それをどこにするか、それから統合の時期などがテーマになるだろうというふうには考えております。

ただ、実は今回、基本計画ができたということで、保護者向け、それから町内会回覧用で、一枚物のパンフレットを準備しております。それで、当然幼稚園・保育所も含め全家庭に配る予定ですが、それを12月から1月、町会はちょっと遅れて1月の末ぐらいになるかもしれませんが、今、配る準備をしております。その中に、これからの実施計画づくりの手順の中で、懇談会でどういう話をしていくかということもちょっと触れていく予定でございますので、基本計画ができたから一安心ということではなくて、引き続き皆さんとお話をしていきたいという姿勢をはっきりさせていきたいというふうに思っています。

千葉委員

あと、この病院問題のアンケート集約のお答えの中で地域、保護者の方との協議の上でということがたくさん出てくるのですけれども、実際、説明会の会場に来られる方というのは、夜ということもあつてなかなか地域の方の参加が少ないということもあるのですけれども、例えばそれ以外に現場として、今、適正配置のことで保護者と地

域が話し合っているとか、そういう会場にぜひ来てほしいという要請などは、今のところあったのか教えていただけますでしょうか。

教育部副参事

今回の基本計画原案についてそういう要請があれば、準備はしていたのですけれども、そういうお声かけが結果としてなかったということですから、私どもが向う説明する機会はございませんでした。

千葉委員

あと、先ほどお話がありましたが、地域のブロックによっては、懇談会の回数ですとかが若干違ってくるのかなというふうに思っています。

最終的に、実施計画に至るまでの間、参加人数というのは、ある意味縮小されていくと思うのですが、イメージとして、最初は皆さんに参加を募っていく懇談会としてやっていくと思うのですけれども、例えば地域のブロックの統合のイメージができ上がって合意が得られて、その中でさらに、通学路の問題があるとか細かい話になったときには、懇談会の中での最終的な意見の集約の場でも参加者をたくさん募るのか、それとも地域によってはある意味その代表の方で話し合われていくのかという、その辺のところは、今のところ決まっているのか教えていただけますか。

教育部副参事

懇談会は当初は全ブロックのできるだけ多くの会場でと思っています。その中で、懇談を何回も重ねていかなければならないブロック、あるいはある程度まとまっていくブロック、そういったものが出てくるのではないかとこのように推定をしております。そういう中で、最終的な詰めといいますか、そのブロックでの懇談の決着といったものをどういう形で、ということになるのかと思いますけれども、基本的には各代表を選出してということは今のところ考えておりません。あくまでも懇談は懇談ですので、その中でおおむねの合意を見て、懇談の最後の場面でその実施計画は教育委員会の責任でつくらせてもらうということ、私どものほうから説明をするということになるのかと思います。

千葉委員

懇談会の回数はブロックによって違って来るのかと予想されるのですけれども、今、おっしゃったように、いろいろな方が参加をされて、いろいろな御意見を集約して、懇談会を段階的に進めていく上で、1 回目の懇談会が終わって次に、このブロックでの適正配置による学校の数がこうですよという、そのイメージがある程度でき上がってきたときに、次の実施計画に移るまでの期間を、ある程度目安をつけないと、話が後ろに下がったり前へ行ったという事で、なかなかまとまらないこともあるのではないかと思います。それで、懇談会を進める中で、目標として例えば1年先、2年先ということで期間を定めながら進めるというお考えはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

教育部副参事

懇談会については、そのブロックでのまとめという部分では、最初から年限というか、回数なり、期間を設けて話をするというやり方も一つあるかと思いますけれども、それは懇談を重ね、ある程度の話の途中で、では次回に、最終のこの懇談のまとめをこういう形でいきたいと思いますというふうな提起をして最終回に持って行って、その後、先ほども言いましたように、教育委員会の責任で実施計画をつくらせてもらいますというようなお話になると。それは、そのブロックごとの懇談が進んでいく中で判断をさせていただきたいというふうに思っています。

千葉委員

理科の授業時数について

次に、若干ですが、気になったことがありましたので、理科授業について簡単に質問をさせていただきたいと思っています。

小中学校の授業時数について、平成20年度に小中学校の新学習指導要領が告示をされて、数十年ぶりに理科の授業時数が増えたということがありました。これは実際にどのくらい増えたのか、教えていただけますでしょうか。

(教育)指導室長

新しい学習指導要領で、小学校でいいますと、3年生が年90時間、これはプラス20時間でございます。4年生、5年生が105時間で、それぞれプラス15時間、6年生が105時間で、プラス10時間というふうになっております。中学生におきましては、1年生は105時間で変わりません。2年生が140時間で、プラス35時間、3年生が140時間で、プラス60時間というふうになっております。

千葉委員

理科教育振興設備費について

これ非常に増えたのですけれども、私も理科が大好きで、個人的には非常にうれしいと思うのですけれども。今、全国学力・学習状況調査の予算ですとか、図書整備費のこととか、いろいろ御質問が出ていましたけれども、理科の授業が増加したことによりまして、平成21年度の観察ですとか、実験のための整備費などの予算が増えたということもお伺いしていますが、理振法補助制度の予算規模についてはどのようになっているか、教えていただけますでしょうか。

(教育)総務管理課長

小中学校の理科教育に必要な教材・教具をそろえるための理科教育等振興設備費の事業でございますけれども、本年度の場合、小学校が50万円、中学校が全部で51万円となっております。

千葉委員

今までは、財政的な部分もあって、理科・科学の教員が自費で授業の実験の用具などを取り寄せたりしている方もいるという報道もありました。市内の学校の教員においては、生徒のためにという思いでみずから自腹を切っているということはあるのでしょうか。

教育部長

今、資料を持っていないので、あまり詳しいことは言えないのですけれども、昨年、私どものほうのそれぞれ教員が学習に使う場合で、自己負担しているものはないのかということで調べた経緯がございます。実は、その中では、やはりパソコン関係のものが多く、金額的にも件数でも多く出ていました。ただ、私の記憶では、その理科教材とかという形では、そういう調べの中では記憶にはありません。

千葉委員

一番心配だったのは、今回新政権になって、この予算の見直しで、理科の授業の実験に必要な教材が購入できるのかどうかということです。福島地方自治体では申請をしたけれども、結局一部の市町村では、補助が来るかどうか分からないですとか、せっかく研究費や、設備の購入費を申請したけれども、それが不透明な状況になったということで非常に危ぐされている声が多く上がっているのです。

先ほど、小樽市では、小学校が50万円、中学校51万円ということで申請されたということでありますけれども、この予算については、きちり確保されたのかということをお聞きをしまして、私の質問を終わりたいと思います。

(教育)総務管理課長

先ほど申しあげました私どものほうの理科教育等振興設備費につきましては、国庫補助の理科教育等設備費補助金ということで、国の当初予算のほうで既に申請いたしまして、半分の50万円が補助対象となりまして、それにつきましては、12月4日に既に入金しております。

斉藤(陽)委員

資料1「意見等の概要及び教育委員会の考え方等」の 1と 4の意見、それから教育委員会の考え方、これに

かかわって伺いたいと思います。

就学指定校変更について

まず、基本的に我が党は、規模・配置の適正化については、必要であるという認識で、関係者に対する十分な説明、理解の下でスムーズな実施を求めるといふ、そういう姿勢に変わりはないわけですが、これから各地区別の懇談会、実施計画づくりということに進むわけですが、そのような過程で、今、この 1 と 4 のような弊害が生じることについてはちょっと看過できないということでご伺いたいと思います。

1 のほうは、やや抽象的な表現で書かれているのですが、4 については、非常に具体的に細かく述べられていると思います。

これはいわゆる指定校変更ということなのですが、「教育委員会の考え方等」の部分の 1 を見ますと、平成 17 年に「就学指定校変更に関する事務処理要綱を策定し」ということで、「就学指定校変更」という言葉が使われているのですが、以前は、「特認」というような言葉で言われていたように記憶しているのですが、この呼び方というのは、いつ変わって、内容的に、特認と指定校変更ということで違いがあるのかどうか、ちょっと伺いたいのですが。

(教育) 学校教育課長

従前、特認となぜ言われていたかというのはちょっとわからないのですが、現在の指定校変更という言い方なのですが、これは実は学校教育法の施行令の中で、就学予定者にその学校の入学規律を通知しなければならないという規定があって、複数校を設置している場合においては、その就学すべき学校を指定しなければならないとなっています。この指定に対して、変更するわけですから、指定校変更という言葉を使っております。

斉藤(陽)委員

それはわかるのですが、その特認ということと、言われていたことと違うのですか、どうなのですか。

(教育) 学校教育課長

たぶん、前言われていた特認と同じ意味だと思います。

斉藤(陽)委員

特に、特認でも指定校変更でもいいのですが、大きく内容が違うのだったら困るなということで確認しておきました。

それで、今、ここに意見等の概要ということで 1 番と 4 番に述べられていますが、1 番のほうは人気・不人気のことで、そういう格差が出て、それで児童・生徒が偏っていくのではないかとということと、それから 4 番のほうは、非常に具体的ですが、説明会のときに、「こうやって書けば校区外入学が通るよ」というような表現があって、こういうことがあったのかというのが一つと、あと、たぶん新入学の児童なのだと思うのですが、3 分の 1 とか 4 分の 1 になった。その結果として、本来 1 学年 1 学級ができるはずだったのが複式になるというようなことも御意見として書かれているものから、まずこういった事実はあったのかどうか、教育委員会としてそういうことは認識されているかどうかをお聞きしたいと思います。

(教育) 学校教育課長

まず、最初の「こう書けば」という部分なのですが、実際その指定校変更の申請に窓口に来られた際に、まずどういう理由で申請されるのかという内容をお聞きします。その際には、要綱で定めている変更基準についても説明しております。その中で、実際に要件には該当するのだけれども、この申請書はどのように書けばいいのですかと問われた場合に、例えば地理的な条件であれば、具体的にこの学校よりこちらの学校のほうが通学距離が近いのですと、そのように書いてくださいという説明をしますが、それ以外の部分で、例えば全然要件に認められない理由なのに、要件に合致するように説明をしたことはありません。

それともう一つ、児童数 3 分の 1 の実例ですが、今年度、新入学に当たりまして、ある学校で、住所の校

区からいけば13名の新入学児童がいましたが、結果として、指定校変更の申請により、理由としては地理的、いわゆる通学距離がほかの学校のほうが近いということで認められた部分がありまして、結局13人のうち9人が、本来の指定された校区から、変更で周りの学校に出られて、残り4人が1学年として入学されたという事例はあります。ただ、その場合は、複式になったということではないです。

斉藤（陽）委員

その前段のほうなのですが、まずここに言われている「こうやって書けば」は、ここに意見として載せている人の思いは、要するに基準に通る書き方、通らない書き方というのが何かあるように思われます。「説明会のときに似たような」というのがあから、これを読むと、いわゆる規模・配置の説明会の場面で何かこうやって書けば通るのでみたいな説明があったのですか。これには、教育委員会に手続きをしに行ったときに、こうやって書けば通るよではなくて、説明会のときに似たようなという前置きがあるのですけれども、これはどうなのですか。

教育部副参事

このパブリックコメントの意見者がどういう方かについては、ちょっとお話しはできないのですけれども、この文面から推察するに、本年の5月から7月に行った規模・配置の基本計画の素案の説明会のある会場で、説明者の発言者がこういうふうには書けば通ると言っていた、そういう話を聞いたという伝聞を紹介したというようなことで、あったように記憶をしております。それを、これも推定ですけれども、そのときの説明会でそういう方が言ったことを、このパブリックコメントの意見を寄せた方が聞いた、あるいはその場にいたというようなことで推定はしています。

斉藤（陽）委員

伝聞の伝聞だということなのですね。そうかもしれません。それはそれでいいのですけれども、先ほどの説明の後段のほうで、住所、本来の指定校からいくと13人だったところが、変更後4人になってしまったというのは、これは確かに3分の1以下になっているわけですね。ですから、全く事実がなかったということではなくて、ここで言われているような事実が、少なくとも一部においてはあったということになると思うのですが。この指定校変更の基準、6項目あるようですけれども、ちょっとお示しいただきたいと思います。

（教育）学校教育課長

変更の基準といたしましては、6項目ありまして、まず一つには身体的理由、二つには地理的理由、三つには居住に関する理由、四つには家庭事情に関する理由、五つ目には教育的理由、六つ目としてはその他の理由という形になっております。

斉藤（陽）委員

その中で、先ほどの事例の13名が4名になってしまったところは、地理的理由によりということのように先ほど御答弁がありましたけれども、もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

（教育）学校教育課長

地理的理由の部分ですけれども、指定校より通学距離が明らかに近いと判断される学校に就学を希望するということで、先ほどお話ししました事例としましては、本来指定されたA校より周りにある3校のほうそれぞれ境界付近に住んでいる人が近いということで認められたものであります。

斉藤（陽）委員

ここで意見を提出されている方が非常に危ぐされている主なるところは、これが教育委員会が今行おうとしている規模・配置の適正化のこういう流れ、計画の途上で起きていることだと。そういうことについて、教育委員会がきちんと責任を持った対応をしてほしいという、そういう内容の意見になっています。今、現時点で、教育委員会としては、このような指定校変更という手続によって、本来その住所にであれば13人入学するところが4人になってしまうというような実態に対して、もうその事実は事実として把握されているとは思いますが、それが好ま

しくない、是正すべき事態なのだというふうな認識はありますか。

教育部川田次長

この指定校変更につきまして、今、委員がおっしゃった学校だけでなく、市内の小学校、中学校それぞれの学校で指定校と違う学校に行く方もいらっしゃいます。そういった中で、これは人数的にかなり多くの方が指定校を変更されています。

それで、これは国の制度でもありますけれども、要するに子供の入学に関して合理的な理由があれば、指定校の変更を認めるべきだということで、法律もできておりましたので、私どものほうでは、要綱をつくってございます。そういう中で、例えば、今回の場合は通学距離が近いということもありますので、そういうことがあれば、安全上だとか、いろいろな部分で、この要綱に合致していれば、我々としては認めざるを得ないというふうには思っておりますので、この制度が悪いというふうには私どもは思っておりません。

斉藤（陽）委員

確かに、この方も、「特別な理由の校区外入学を否定するものではありませんが」というふうに断っていらっしゃいます。ですから、一般論で、いわゆる指定校変更という制度そのものをやめてしまえと言っているわけではないのです。要するに、この規模・配置の適正化の実施の経過の中で、風評被害という言い方をされていますけれども、そういう風評の中でこういうことが起きるといことは好ましくないことなのではないかと。いわゆる規模・配置の適正化ということを整然と行っていくためには、やはりこういうことをある程度是正していくという教育委員会の対応が必要なのではないかと。その中で、一つは本当に基準に合致して行われている指定校変更なのか、基準に合致していないにもかかわらず行われている場合もあるかもしれません。また、基準に合致して指定校変更が行われて、それでもこういう問題が起きるのであれば、教育委員会としてそういう混乱が起こる事態は好ましくないとしますので、その基準そのものを、ある程度もっと厳格化するか、教育委員会として、いわゆる規模・配置の適正化の実施に当たっての運用をある程度制限するような対応といった部分はどうか、今言った二つの場合についてお答えをいただきたいと思います。

教育部長

学校の指定校変更の関係ですけれども、平成17年に1度法改正をやったという背景にもあるのですけれども、保護者なり、あるいは児童・生徒の裁量権といいますが、自己決定権といいますが、そういった部分について認めていくという、一つのその大きな流れの中で、大昔、私も学務課にいて、担当したことがありますけれども、当時から比べると、具体的な要件自体もすごく緩くなったというふうには、まず言えると思います。これは学校の小規模化との関係もあるのですけれども、例えばクラブ活動がその学校にはなく、ほかの学校にしかないということは、もう特認の理由になっています。そうなれば、いろいろなことがあるにしても、あのクラブがやりたいということで申請が出てくれば、私たちは認めますけど、その児童・生徒が実際にそのクラブをやっているかどうかまでは、正直言って調べません。ですから、一つの大きな流れとしては、その辺は御理解をいただきたいというふうには思っています。ただ、担当課長のほうからもございましたとおり、基本的に市の要綱で定めているわけですから、その要綱に基づいて事務を執行しているという、このことは間違いなく申し上げておきたいというふうには思っています。

ただ、何といたらいいのでしょうか、こう書けば認められると教えてくれたとかということではなくて、ある意味、別の学校に行きたいのですけれども、まず窓口に来るわけです。そうすると、うちの窓口の人間は、指定校変更は要綱があって、それに基づかないものは認められませんというふうには当然言います。そうしたら、その要綱を見せてくださいとなりますよね、そうしたらお見せします。この指定校変更というのはそういうやりとりが結構微妙なのです。その辺は、ちょっと御理解いただきたいと思います。

それからもう一つ、適正配置の関係では、この計画の中にも書いてございますけれども、これからの課題ですが、

例えば 2 年後に、ここの校区は向こうに行くというふうになったときに、どういう扱いをしていくのか、そういった部分も大きな問題として今後は出てくるだろうというふうには思っています。

斉藤（陽）委員

いわゆる適正配置が実施される前に、もうフライングでどんどん動いていってしまって、学校が空になってしまったみたいなことは、非常にゆゆしき混乱だと思います。一部聞くところによりますと、地理的な理由のところでも、もう明らかに住んでいるところに近い学校が目の前にあるのに、遠い方の学校に変更したいというのはおかしな話で、そういうようなことが口から口へと伝わって、一部まかり通ってしまうと。先ほど、いわゆる自己決定権を尊重するような形で緩くなったということがありましたけれども、緩くなりすぎてしまって運用があやふやというか、厳格さを欠くということはよろしくないことですので、自己決定権を尊重するというのと何でも認めるということは違いますから、窓口で書類を受理し、許可するときにも、そういった調査を厳格化する必要があると思いますので、そのところをしっかりと把握してやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育部長

今、委員がおっしゃっているとおりです。要綱に定めている基準自体が、以前から見ると幅広くなったというのは事実ですけれども、その要綱に基づいて、きちんとやっていかなければならないというふうに思っています。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 03 分

再開 午後 3 時 25 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

地区別懇談会について

今日はこの後のスケジュールについて、委員の皆さんがお聞きになったと思うのですけれども、なかなか具体的にお答えいただけない部分があるのは承知しておりますが、今までの委員がお聞きになっていない部分について、若干私のほうから、要望も含めて質問をしたいと思いますが、統廃合について前期と後期と分けて設定されているわけで、特に前期の 4 ブロック、地区別の懇談会をこれからおやりになるわけですが、実施計画をつくるに当たって、その懇談会を前期ブロックと後期ブロックをあわせておやりになるつもりですか。

教育部副参事

地区別懇談会の持ち方ですが、全部のブロックで懇談会を、新年度に行いたいというふうに考えています。そういった中で、今、お話にありますように、やはり前期と後期それぞれ具体的な協議のテーマ、そのところは濃淡をつけなければならないというような考えもあります。

一つには、先ほど佐藤委員のほうからありましたように、この基本計画を初めて見る方も当然いらっしゃると思うので、その辺のところの説明は、前期・後期問わず、まず、この全部のブロックでやっていかなければならない。また、その 15 年計画の中で、後期ブロックに該当するところの具体については、もう少し先になるというような形でのお話になると思います。そういう中で、やはり一律、同じようなトーンで協議をしていくということにはならないのではないかというふうに思っています。

山口委員

ここに示されているのは、前期は22年から29年までの8年間で、後期が30年から36年の7年間ということですよ。市内6地区ブロックに分けて、半数近く、基本的には統廃合をやりますということですから、まず最初の懇談会では、全体の計画をお示しをいただいて、2度目のときに、また全体にやるとなると相当時間がかかってしまうわけです。後期の人というのは、相当後になりますので、前期ブロックを中心に、まず2回目の地区別懇談会などは進められたらいいのではないかと。全体構想は、必ず15年間でやるのだということはお示しにならなければいけませんね。前期ブロックについては、基本的には耐震のこともあるので早急にやるべき必要がありますから、もたもたしないで、そこはきちりやっていたらいいというふうに私は希望するのですけれども、その辺の考え方についてお示しできるのであれば、お答えいただきたいと思います。

教育部副参事

先ほど来、懇談会の回数、期間について幾つか御質問ございましたけれども、やはり懇談会を重ねてやっていくブロックと、それから、ある程度、合意形成が早いブロックと、そういう濃淡があるのではないかとすることは想像しています。

それとあわせて、後期については、全体のフレームを説明して、後期が始まる前ぐらいの段階にまた懇談会をやりますからという形で、いったん休止をするようなことも想定はしております。ですから、2回目以降、3回目以降の懇談については、一律にとは考えておりません。

山口委員

いわゆる統廃合の問題というのは、もう何度も申し上げておりますけれども、できれば今ある学校にみんな通いたいと思いますし、保護者もそこに通わせたいと思ってらっしゃると思うのです。そういう中で、どうしても適正化ということで統廃合せざるを得ない状況、その説明がわかりし教育的な観点からなされておりますが、財政的な観点とか、そういうところでの説明がちょっと不足しているのではないかなとずっと思っているのです。

今年の9月に提出された当特別委員会資料「地域説明会参加者の質問・意見」においても、質問もあまりないですし、質問がなかったら答えられないところもありますから、なかなかそういう意味で御説明する場所、場面がないかわかりませんが、せっかくこういうものについては、教育委員会だけでなく市長部局の方も出てらっしゃるわけですし、いわゆる全市的な課題ですから、そういうところでの説明というのは、私は十分必要ではないかと思うのです。

適配と耐震補強工事の関係について

今回、前回と違って住民の方に特に説明をする必要があるというのは、少子化の問題だけでなく、各学校が老朽化しているということですよ。特に、耐震基準を満たしていない学校というのは、例えば小学校で27校中19校、それから中学校で言うと、14校あるうち10校が満たしていないということですから、これを今回、補正予算で5校やるのに5億7,197万円かかるわけです。これは全部市が負担するわけではなく、今回、特に国のほうで交付金をいただいたりしながらやれるということもあるのですけれども、長橋小学校と桜小学校、朝里中学校と銭函中学校の各学校の耐震化の工事にどれだけかかるのかお知らせしていただきたいのと、どういった内容でおやりになるのか、これは学校の規模的に大分差がありますけれども、その辺の差異についても若干触れていただければと思います。いかがですか。

(教育)総務管理課長

今定例会で出しております5校の耐震補強工事の内容でございますけれども、まず長橋小学校につきましては、枠つきの鋼管プレス工法といいまして、鉄製の筋交いの形で外づけで補強いたします。あわせて行う関連工事といいますのは、太陽光発電装置を屋上に設けます。また、モニターを中のほうに設けまして、学習にも利用できるような形といたします。そのほかでは、外壁の補修ですとか、屋上の防水、それから暖房設備の更新、その他も行

いまして、長橋小学校の場合は、総工事費で、概算ですけれども、1億9,000万円の予定でございます。

次に、桜小学校につきましては、周辺の地盤が少し弱いという部分がございます、建物につけるプレスではなくて、土台を学校敷地の中にまた新たに設けまして、鉄筋コンクリートのフレームをつくりまして、それで支える工法といたします。あわせて行う関連工事といたしましては、外壁補修と屋根の塗装でございます。金額が5,800万円の予定でございます。

次に、朝里小学校につきましては、先ほどの長橋小学校と同じ枠つき鋼管のプレス工法で行います。あわせて行う関連工事といたしましては、外壁、それからひさしの部分の補修工事、屋根の塗装でございます。合わせて4,200万円の予定でございます。

中学校につきましては、朝里中学校、こちらは同じ外づけのプレス工法なのですけれども、中庭のほうに設置しなければならないということで、クレーンなどの重機が入れませんので、人力で運べる軽いアルミのプレスを使った工事といたします。あわせて行う関連工事といたしましては、外壁、ひさしの補修、屋根の塗装ということで、こちらにつきましては8,500万円の予定でございます。

銭函中学校につきましては、先ほどの長橋小学校、朝里小学校と同じように、枠つきの鋼管プレス工法、外づけで、中空の筋交いの部分のプレスをつけて補強いたします。関連工事といたしましては、外壁の補修、屋根の防水、それから暖房の更新、これは長橋小学校と同じで、今までの集中暖房から個別のFFストーブ、集中管理のストーブに更新いたします。総工事費は、今のところ1億9,400万円程度というふうに考えております。

山口委員

長橋小学校と銭函中学校が1億9,000万円程度かかりますよね。そのほかは、朝里中学校が8,500万円で、あとは5,000万円前後なのですけれども、工法的にはあまり変わらなくて、結構金額の差があるのですけれども、これは学校規模の差ということで理解していいのですか。

(教育)総務管理課長

学校規模の差といいますより、あわせて行う関連工事の部分で金額の大小が出てくるかと思えます。

それから、工法の中では、長橋小学校の部分と銭函中学校の部分ではプレスを少し多くつけますので、そういった耐震補強の部分でも若干多くなっているということで、総合いたしまして、この2校の工事費が高くなっていることでございます。

山口委員

こうやって耐震工事って結構お金がかかるわけですよ。これは、各校どんな状態かによって金額も変わってくると思えますけれども、いずれにしましても、もし適正化しないで各校を残すということになると、29校全部に耐震工事が要るわけですから。今のところ、5校で5億7,197万円ですので、相当な財政の負担になるわけです。

財政に聞きますけれども、この5億7,197万円のうち、今回、市が負担すべき金額はいくらになりますか。

(財政)財政課長

金額はともかく、今回の公共投資臨時交付金という特別な措置があります。今年度限りのものですので、それを補正予算という形で見ますと、大体25パーセントぐらいが市の実質負担という形になります。

山口委員

そうすると、4分の1の負担ということになるわけですよ。それにしても、やはり相当な金額が小樽市の財政の中で負担になってくるわけです。その財源は、たぶん一般会計にありませんから、起債ということになりますか。それでいいですね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

起債というのは、借金ですよ。小樽市は、私の記憶によりますと、山田市政が発足される前に、相当な起債を積み上げていたわけです。それが財政負担になって、財政健全化に相当山田市長が苦勞されたというふうに私は思

っているわけですがけれども。

今、数字でお示しいただきたいのは、起債のピーク時は、何年で、どのくらい額があって、今現在でどの程度まで減ったのかということをお知らせ願いたいと思います。

(財政) 財政課長

起債残高のピーク時ということでございますが、平成14年度に、一般会計で残高が678億円ありました。平成20年度末には540億円というふうになっております。

山口委員

特別会計も入れて、教えてください。

(財政) 財政課長

特別会計も入れますと、市全体で、平成11年度に1,424億円あった残高が、平成20年度末現在では1,140億円ということになっております。

山口委員

起債償還のピークのというのは若干過ぎたというふうに聞いておりますけれども、これ一般会計規模で言うと550億円くらい、特別会計も入れて、今も1,140億円も持っているわけですよ。財政は、相当厳しいというふうに言わざるを得ないと思います。こうした中で、一般の方に適正配置について説明する際に、小樽市の財政が大変厳しいということは皆さん御存じですから、例えば学校を全部残して、耐震をやっていくとしたら、つかみの数字しかわからないと思いますが、大体1校1億円くらいかかるというふうに見ても、結局29億円かかるわけですから、そういう負担に耐えられる財政ではありません。もう一つは、教育的な観点もあると、そういうふうにトータルとして小樽市の将来をどういうふうにしていくのかということを示しながら説明をされるべきだというふうに思います。

それから今回、学校が相当数、統合になって、廃校になるわけですよ。そういうものを地域資源として今後どう生かすのかということです。そういうことをあわせて提示しながら、一緒にそれも考えながら、私は統廃合みたいなものを議論されるのが本筋ではないかとずっと思っていて、そういうことも含めて申し上げているのです。

もう一つは、学校での教育内容は当然ですがけれども、何か新たな小樽の独自の制度を設けて、この統廃合というのを機に、教育内容についても変わるのだと、単に1学年1学級が2学級になったほうがいいですよということでは説得力がない気がしますので。例えば、学校支援員のことはいろいろ制度でやられていますけれども、いわゆる学級支援員というか、教育のほうの支援員、そういうものを小樽として新たな制度を設けて、地域と一体となって教育を行っていくということを提示をされたらいいのではないかと。そうすると、皆さん、これを機に小樽市の教育も変わるのだと、跡地に残った学校も地域に生かしていただけるのだとなれば、これはもう万々歳なわけです。そういうところが、トータルになかなか説明もされないし、何かそういう議論をずっとやっているのですけれども、なかなか、どの地域も苦戦しているのですけれども、どこでそういうものをプロデュースしていくのかということですよ。どうもそれがうまくいかないというのが、もどかしいところなのです。

廃校の跡利用について

統廃合って小樽市は結構遅れていまして、よその地域は先行して結構やっているのです。今、インターネットを見ても、いわゆる廃校になったところの利用例がいっぱい出てきます。小さな村で取り組んでいる例が多いわけですから、いわゆる移住策と結びつけて利用されることもあるし、ある程度の規模のところでは、地域の給食センターというものになったり、あとは高齢者の集まるような場所に改修をされているようなところもあるのですけれども、なかなかその辺のところ、いろいろな基準があって裁量が難しいところがあると思うのです。こういうものは、せっかく政権もかわったのですから、基準も相当これからは緩めて、地域ごとの事例に応じてやっていただければいいところもあると思いますので、政策提案として、我々としては廃校となる学校がこれだけ出るので、こう

いように使っていきたいのだと、制度的にはあい路はいっぱいあるかもわからないけれども、そういうところは是正をし、理解をしていただいて、使わせていただきたいというようなことで、これは、これから幾つも出てきますので、ある意味では迫っているわけですから、そういうものを、先ほどから申し上げているように、地域資源として生かしていくという観点で、幾つかは政策的に提言できるものも検討していく。これは前には失敗していて、時間がたっているわけですから、いずれにしても統廃合をやると言っているわけです。そのこのところがずっと抜け落ちていたのではないかと思いますので、まず、今まで統廃合されたところで廃校になったところがありますよね。そこをどのような利用されている事例を御存じなのか、今後そういうものを受けて、どういうふうに政策的に利用していこうというふうに考えているのかをお聞きしたいと思います。

(総務)企画政策室上石主幹

統廃合になりました跡利用の状況なのですが、まず既存の建物の活用としましては、社会教育施設、生涯学習センター等、あと社会体育施設、体験交流施設、庁舎、老人福祉施設等などに使われています。また、新築建物を整備した場合、同じく社会教育施設とか体験交流施設、老人福祉施設などに使われている例があります。

やはり大きく分けますと、仮にそこを跡利用とした場合、やはり多世代にわたる市民の活動拠点の施設になるのではないかと。子供から高齢者まで、幅広い世代に対応した生涯学習やスポーツ活動の拠点、又はボランティア活動などを通じた地域のコミュニティの拠点というもののほか、幅広いニーズに対応した高齢者福祉施設というものも考えられるのではないかと考えております。

また、今後、小樽市としましては、まず今の統廃合となる学校の対象施設について、その施設がこれまで、その地域で果たしてきた役割などをまず十分に考慮に入れながら検討を進めることが大事ではないかと考えております。まず市全体の発展に寄与することが第一という中で、地域の行政課題や要望、また、現在小樽市が置かれている財政状況も検討し、地域の市民の活用などの意見も取り入れながら、どういった活用をしていくのか、そういうものを全体的に、市民の方々にどういうプロセスで決めていくのかと、そういうものを決めながら、考え方というものはきちんと作りまして、市民に説明をしていきたいと考えています。

山口委員

そういうものをつくりまして、徹底していきたいとおっしゃっていますけれども、それはいつごろからやれるのですか。

(総務)企画政策室上石主幹

教育委員会のほうで、地区別懇談会に入っていく、その段階にはあくまでも実際どういうものができるかというパターンをつくっていくので、その時点で地域住民の声も聞くというのはちょっとまだ難しい段階なので、まずある程度、基本的な考え方を示します。その中で、行政財産として生かすことができるのかということも考えなければいけないですし、例えば複合的な施設ができるのかとか、民間の活力をどういうふうに導入していくのかと、そういうものを複合的に考えていかないと進められないと思っていますので、まず地区別懇談会の中では、そういった基本的な考え、プロセス、こういう形で決めていきますということを示そうと考えています。

山口委員

いずれにしても、学校の適正配置のほうは、いわゆるシステムをつくってきちりやられるのですけれども、廃校になるところについては、例えばここは売る、ここは残して何に使おうというような計画というのは、要するに示されていないわけですね。そういうことをどこがやるのかもちょっと、企画政策室でやるのかわかりませんが、本当はそれも当然並行してやるべきだと思っているのです。前回の統廃合のときに石山中学校が、博物館の収蔵庫になったり、あとは東山中学校に教育委員会が入ったり、堺小学校にシルバー人材センターや看護学校が入ったりして、いわゆる行政が、そうやって使えるところについては、利用していますけれども、今回は規模が大きいですから、やはりできるだけ地域にメリットがあるような、望まれる形で使っていきたいと思っております。

で、いつの委員会だったか忘れましたが、私は老人福祉施設という話もしましたが、現に、単にそういう施設だけではなくて、複合施設で、それも一部入れてやっているような事例もあるようですから、広島県福山市の話は私は申し上げたと思いますけれども、現行の法令の中だけではなくて、今後そういうものの運用も変わってくるわけですから、そういうものを含めて、ある意味では市にあまり負担がかからなくてできれば一番いいのですが、地域の方に望まれる形で計画をつくっていただきたいというふうに思います。これは、具体的にどういう部局で、どういう仕組みでやっていくのかを、今お話ができる内容があれば、お答えをいただきたいと思います。

(総務) 企画政策室 上石主幹

まず、跡利用検討委員会の中で、その対象施設となるべきものがどのような機能を果たしているのか、例えば地域の役割として防災上の避難所というところも実際あると思いますので、それから耐震補強などはどうなのかとか、いろいろな情報はきちんと整理をしていかなければいけないと思っています。そういった中で、財政状況も踏まえながら、例えばほかの公共施設の利用はどうかとか、また、地域の意見を聞きまして、民間としてどういう利用ができるのか、そういうものをきちんとある程度求めた中で、説明をしていきたいと考えております。

山口委員

今後、そういうことについては、私も研究をしまして、議論をしていきたいと思いますので、具体的に何か情報があれば、私のほうにもいただければ、私も協働で一生懸命になって研究したいと思いますので、よろしく願います。

地区別懇談会について

最後に、もう一度元に戻って地区別懇談会のスケジュールの話ですが、まず、1 回目の地区別懇談会については、来年の5月からおやりになると言っていましたけれども、1 回目の説明にどのぐらいの期間を予定していますか。

教育部副参事

本年の5月から7月に、42会場で説明会をやりましたときには、1 学期中に終えたわけですがけれども、同じ日に2会場ということでやりました。これからはより具体的な内容になりますから、かけ持ちでいろいろやっていくのも困難があると思いますので、一巡目ではどうしても2学期にかからざるを得ないという幅で考えております。

山口委員

総当たりの42会場の地区別懇談会は1 学期中にめどをつけられるのか、それとも2学期にもかかるということですか。

教育部長

まず、教育委員会内部で幾つかのモデルというのをつくって、それを示すというのが第一段階だというふうに思っています。きっとそれを出した段階で、幾ら案だとはいっても、うちの学校が残る、なくなるといった議論から始まることになるだろうというふうには思っています。ですから、まずは教育委員会がつくったその複数案を見ていただくというのが一段階だろうというふうに思っています。きっと統合校というふうに位置づけられたところの学校というのは、すごくストレートな言い方ですが、「ああ、そうなの」だと思います。でも、統合される学校のほうは、これは大変だと、そういう議論になります。そこをどうやってコーディネートしていくかということだと思っております。ですから、まず一わたりはしていくと、今、担当のほうからも言いましたけれども、前回、基本的には教育長を先頭にして、2校同日のところは手分けした形ではやったのですがけれども、当然小樽ですから、お祭りですとか、いろいろな行事の日程も入ってきます。ただ、案を出して、それでいつになったら来るのだというくらい立ちも当然、地域側にはあるわけですから、いろいろな工夫をしながら、5月から始めて、夏休み挟んで終わっても9月ですというわけにはいかないだろうと思っていますので、説明会の配置の仕方なども含めてちょっと考えていかなければならないだろうというふうに思っています。それで、その後、具体的な地区単位の議論、これは先ほど山口委員からもありましたけれども、その前期、後期という一つの大きな区分け、それから今回小・中学

校と一緒にやっているという部分もありますので、その辺のあんばいというものもあると思います。全体の議論でもありました小学校を中学校にとかという議論等も当然出てくるわけですから、その辺は、まずは私どもとしては複数案をつくったものを示して説明をする。その次の段階となると、相当数の地区ごとの濃淡といいますが、スピードも含めて、そういった部分というのは、一わたりした段階で見極めていかなければならないだろうというふうに思っています。

山口委員

前回は申し上げたと思うけれども、私はちょっと心配しているところがあるのです。要するに、複数案を出して、それを選んでくれという話でしょう。教育委員会としては、こういう案がベストだと思って出して、それで一応複数案も考えてみたけれども、私たちはこの案がベストだと思うというようにやらないと。まさか二つ出して、さあ、どうぞ選んでくださいとやるのではないでしょう。

教育部長

まず、教育委員会の考えとしては、一案ではなくて、幾つかの選択肢で議論したいというのが現状のスタンスですから、最終的に一つの選択肢になるのは当たり前のことです。ただ、今の段階で、二つ出したけれども、教育委員会はこれだというふうな話の仕方というのは、これはある意味失礼な話の仕方になりますので、まずは複数案を提示して、議論をしていくということになるかと思えます。

山口委員

教育部長の話もわからないことはないのですけれども、現場預けられたら、それはけんかになりますよ。そんな簡単におさまるとは思われないよ。要するに、1回目の説明会は問いかけていいですよ、そうやって投げかけて、議論して、どうやっておさめるのか、多数決をとるのかということになるよ、絶対に。ならないのなら、そこら辺説明してください。

教育部長

小樽市の教育委員会も、平成11年から中学校の適正配置を進めてきています。それで、これはきっとどんな場面でも、全部の方が賛成とか、全部の方が反対とかかかという議論にはなりません。ただ、やはり議論を重ねていくうちに、最大公約数的な合意というのはその中で作り上げていかなければならないし、そういう議論の流れになっていくだろうというふうには思っています。

山口委員

心配がき憂に終わることを望んでいますけれども。

要するに、1回目の地区別懇談会は若干2学期にかかるのかなというふうに言われましたけど、次が大事ですよ。次は、まだ一斉にはできないとは思いますが、ある程度最大公約数かなというふうになったところについては、これはやるのだと思いますよね。ですから、これは、病院の問題もリンクしているところがありますので、いつまでもずっとやるわけにはいきませんから、これは言いにくいのだと思いますけれども、大体どの辺までめどをつけたいというふうには思っていますか。

教育部副参事

懇談会の期間の想定でありますけれども、これについては、基本的に一巡をして、そしてまた懇談会を持つブロックというのも出てくるだろうということで、ブロックによってその期間の幅というのは違ってくるというふうには思っています。それが、いつまでを目途にやりますというのを前提に最初から懇談会の設定をするというふうには考えておりません。ただ、教育委員会ではその懇談会の場面の中で、おおかたこの辺がひとつの着地点であろうというふうな見極めもしていきますので、それが最終的な実施計画に移るタイミングだというふうには思っています。

ただ、南小樽ブロックとか、ブロックによっては、また別な課題がございますので、それはそれで全体の流れとは違う形になるというのは、ある意味では当然だというふうには考えます。

山口委員

では、こういう理解でいいのですか。1 回目はとにかくモデルを示して、教育委員会も中に入って一定程度の議論をしますよね。2 回目については、そこでもう決めるのではなくて、3 回目、4 回目と開くところもあると。だから、一斉に全部動くのではなくて、最大公約数がまとまったところからどンドンいくということですよ。ただ、ブロックごとで校数は変わらない、全部やるのだと。これはもう示しているわけだから、どこをどういうふうに組合せをするのかということですよ。時期については、個々ばらばらでなっていく可能性もあるという理解でいいですか。

教育部副参事

そういう理解でよろしいと思います。

ただ、前期の期間 8 年間、あるいは後期の期間というのはございますので、それは当然そういったことを一つの目配りをしながらやっていきたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

資料など情報の出し方について

今後、適正配置の話合いが進むにつれて、それにかかわる懇談会、説明会等に始めて参加される保護者が出てくると思うのですが、そういったときに配布する資料を、ただこういう計画を配るだけだと、まずそこから話がスタートになってしまうと思うので、以前までの流れや質問されたことなど今までの経過を含めてもっとどンドン、上乘せするような形で皆様に毎回配布するという必要があるのではないかと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

教育部副参事

教育委員会では平成18年の時点から、在り方検討委員会に諮問した以降、いろいろな形で資料をつくって、市民に公表しており、懇談会のときにも準備をしています。

今後の具体的な協議の中では、以前の資料などを活用する場面もあるかと思いますので、それは会場に備えつけるなり、あるいは別な形でのダイジェスト版をつくるなり、その辺のところは参加した皆さん、あるいはそれぞれの学校の保護者の皆さんに、それぞれ情報が均一に共有できるような情報出しについて、配慮をしていきたいと思っています。

成田（祐）委員

その資料とか、情報の部分の中で、こういった適正配置そのものが、本市だけではなくて全国で行われており、札幌でさえ、児童・生徒だけではなくて、人口そのものがもう減少になっていると、どこのまちでも避けられない状況になっているということ、果たして皆さんが御存じなのかどうか、そしてほかのまちでも適正配置を行っているということをお知らせするという取組も必要だとは思っています。そういったものを実際に資料として配付するというのをやるつもりはないのでしょうか。

教育部副参事

適正配置、学校統廃合は、いろいろ各市で取組はされております。ただ、私どもが考えているのは、やはりその自治体ごとで、諸条件が異なるというようなこともあるものですから、現在は小樽市独自の基本計画をつくったということなものですので、他市と比較というような形での資料の提供は、今のところは考えてございません。

成田（祐）委員

もちろん各自治体によって違うとは思いますが、全国的にだれが見ても、もう生徒数が減っていて、で

も学校の数は変わらないなんて、これはやはりおかしな話だということになってくると思うのです。皆さんに計画を示して、おわかりですかというふうに見てもらうのも一つの手だとは思いますが、やはりもうちょっとその部分、要は高齢化の問題と同じように避けられない問題だということ認識していただく必要があるのではないかとこのふうには思います。もう少しその部分を検討して、今後取り組んでいただきたいというふうには思います。

今まで説明会に出られた方でも、流れを把握されていない方がいると思います。質問も、なぜ私の学校だけとか、通学はどうするのだとか、スクールバスですとかという毎回同じような話になると思うのですが、同じ質問が出てくるというのは、時間もかかるのであまり芳しくないと思うのです。そこで、やはり過去に出てきた質問等をしっかりまとめて、全部 Q アンド A でお示しする必要があると思うのです。毎回いろいろな資料をいただきますけれども、形式というか、フォーマットそのものが毎回ばらばらで、それをまとめているわけでもなく、一回一回こうやって出ている感じなので、例えば学校の地区なら地区でと、交通安全だったらこうだと、その部分で今まで出てきたものを全部お出しすれば、それを見ただけで、自分の思っていた疑問点が解決する人もいると思うのです。それは毎回、懇談会などをやるたびに、どんどん厚くなると思うので、ぜひそういうものをしていただきたいと思うのと、今回の「意見等の概要及び教育委員会の考え方」の資料一つとっても、この 4 ページの右側のほうのブロックだと「しており、それぞれの」から始まって、一体何を言っているのかと思ったら、前のページから 1 行だけ始まっているのです。これは、何ていうか、やはりわかっていたらこう思う気持ちがこの資料では見えないですよ。市民の皆さんにわかっていたらにはもうちょっと、見るのもわかりやすい資料にして、Q アンド A をつくって配布して、見ていただくというのも大切だと思うのですが、どうでしょうか。

教育部副参事

2 番めのほうの御指摘については、確かにそのようなことで見づらい体裁になったということとはございます。この辺については、おわびをしたいというふうには考えて、今後の資料づくりについては、その辺を考えながら整えていきたいと思っております。

それとあと、前段の Q アンド A のお話ですが、これは非常に重要なことだと思います。やはり今までの経過を、ある意味でおさらいをするというようなことも含めてあると思っております。実は、今回、5 月、7 月に行った素案の説明会の部分ですが、これについては Q アンド A ということで、44 の質問に対して、44 の答えをしたということで、Q アンド A 形式にして、現在ホームページで紹介しています。ただ、これはホームページを見るのはなかなか難しい環境の方もいらっしゃると思っておりますし、今後、今のところ全市的な内容なものですから、なかなかなじみがないという Q アンド A にもなっていると思っておりますので、今後はブロックごとに具体的に、身近な課題ということになりますから、Q アンド A の形をとりながら情報伝達について努めていきたいというふうには思います。

成田（祐）委員

ぜひ、この部分が一番大切だと思うので、やっていただきたいと思っております。

今後の適正配置について

あと、今後の適正配置についてなのですが、今、量徳小学校の話が先に出てきてしまっているのですが、存続になるのか、廃校になるのか、統廃合になるのかわからないのですが、もしここ 1 校だけで何かの方針が決まった場合に、この中央、山手、南小樽地区のほかの学校の統廃合までちょっと見えてくるのではないかなという気がしてしまうのです。仮に、量徳小学校が廃校になれば、隣接の花園小学校、潮見台小学校は廃校するのかなとかとなると、非常にしづらい状況になると思うのですよ。そうしたら、逆に今度、花園小学校が残るから、では緑小学校はちょっと厳しいのかもという形で、何か一つなくなるだけでそのあたり一帯で話がちょっとずつ、嫌でも出てきてしまうのではないかなと思うのですが、結果的にそういった発表みたいなものが早まってしまえば、若しくはそういった議論が先行してしまうというおそれがあると思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

教育部長

量徳小学校そのものも、現在まで話し合いを継続している最中ですから、何とも言えません。ただ、計画の中にも書いてございますけれども、一つはブロックを単位とした議論というのを基本にしていますけれども、どうしてもブロックをまたいで議論というのは出てきます。ですから、今、委員が言われた部分というのは、どこのブロックでも、来春から懇談会をやる中でも、仮にここが残ったら、こちらはどうなるのという議論が出てくると思いますが、ですから、ある意味でそれを恐れないでやっていくしかない。私どもが今考えているのは、まずはそれぞれのブロックごとに、小学校は2校ですとか、中学校が1校というのを計画の中で示しているわけです。そうしますと、その学校が決まることによって、校区というのは一定程度想定はされていくわけですから、そういった中で、どんどんわかっていくのはそれはそれで仕方ないことなわけですけれども、なるべくブロックを越えた部分で変な矛盾がないような、風評とかというのが立たないような、ある意味ではオープンな議論をしていきたいというふうに思っています。

成田（祐）委員

そういう部分でもしっかりと、オープンにしていくのだというのであれば問題ないと思いますので、そういった話が先行しがちになるかというのが一つだけ心配だったので、ぜひそれに対する今後の対応も考えながら進めていただければと思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時34分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、陳情第260号小樽市立豊倉小学校の存続方については、採択を主張します。

地域説明会、パブリックコメントを経て、適正化基本計画が示されました。ここまでの討議をくぐり、教育委員会が望ましいとする学校規模を下回る年度、学年が出るということがあり計画には明記されました。児童・生徒のよりよい教育環境の整備、充実を図るとして、教育委員会が示す望ましい学校規模の学級数は、今度の計画でも十分には確保されないことが明確になったわけです。これでは、学校規模のあり方を教育環境整備の中心にしている限り、統廃合を際限なく繰り返すことは避けられません。

豊倉小学校存続を望む最大の理由は、地域支援の中ではぐくまれている教育力の豊かさと地域の誇りです。これは、小樽市学校教育推進計画、信頼にこたえる学校づくり、子供一人一人が目を輝かせ、意欲的に学校生活に取り組むことができるよう創意工夫ある教育活動を積極的に展開するとともに、保護者や地域と一体となって教育の充実に努める、活力ある学校づくりの推進に努める、こういった位置づけとも一致するわけですから、小樽らしい教育のあり方として、小規模校のよさもはぐくんでいく方向も尊重していくべきことを主張して、討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第260号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。